

労災保険給付業務の業務・システム見直し方針（概要）

業務・システムの概要

労働者が業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、死亡した場合等に、被災労働者や遺族を保護するための必要な保険給付、被災労働者の社会復帰の促進、労働者の福祉の増進等を図るための事業を行う業務及びこれらの業務を迅速かつ正確に処理を行うことを目的とする労災行政情報管理システム（短期給付一元管理システム、年金・一時金システム、介護システム、二次健康診断等給付システム、アフターケアシステム、給付統計システムの6つのサブシステムで構成）。

労災行政情報管理システムに係る平成17年度予算額は、およそ57億円。

基本理念

最適化に当たっては、予算効率の高い簡素な行政体制の構築を目標とし、以下の基本理念に沿って取り組む。

- ① 業務の効率化・合理化
- ② 利用者の利便性の維持・向上
- ③ 安全性・信頼性の確保
- ④ 経費削減

主な現状、課題と見直し方針

<主な現状、課題>

<見直し方針>

【業務面】

- ① 保険給付等の支払業務は、本省・労働局・監督署それぞれで行われている。

【システム面】

- ① メインフレームを利用した現行システムは、データベースの効率性、拡張性、柔軟性が低い。
- ② 厚生労働省内の他のシステム（労働保険適用徴収システム、労働基準行政システム等）との連携が不十分である。
- ③ 被災労働者等の個人情報を含む各種の給付関係情報を保有していることから、情報管理の面において高い安全性・信頼性の維持が求められている。

【調達面】

- ① システムの調達が随意契約によっている。

- ① 給付処理の集中化
〔支払処理を統一させることによる業務合理化〕
- ② 現行システムのオープン化を図る。
〔標準的な技術や汎用ソフトウェアを利用することによる、拡張性の高いシステムへの変更〕
- ③ 他のシステムとの連携強化
〔関連する他システムとの間の情報の共有、連携の強化〕
- ④ システムの情報セキュリティの強化及び職員の情報管理意識の徹底
〔安全対策及び監視機能の整備、強化〕
- ⑤ 調達方式の見直し
〔競争入札方式への移行〕